

NZ政府による電子入国許可（NZ eTA）と観光税（IVL）の導入

2019年9月24日

ニュージーランド政府は、新たにNZ eTA（電子入国許可）とIVL（観光税）を導入することを決定しました。2019年10月1日以降、日本を含む対象国籍者が観光等を目的にニュージーランドへ入国する場合には、事前にNZ eTAの手続きを行う必要がありますので、ご留意願います（NZ eTA申請の最終画面でIVLも合わせて支払うことができます）。

なお、ニュージーランドの査証をお持ちの方については、NZ eTAは不要です（IVLは必要ですが、査証取得の際にIVLも徴収されますので、別途手続きをする必要はありません）。

【NZ移民局関連サイト】

- ・ 申請サイト

（PC） <https://www.immigration.govt.nz/new-zealand-visas/apply-for-a-visa/about-visa/nzeta>

（モバイルアプリ）

Apple Store <https://apps.apple.com/nz/app/nzeta/id1470900142>

Google Play <https://play.google.com/store/apps/details?id=nz.govt.mbie.eta>

*** NZ eTA申請費用は、PCからの申請では12NZドル、アプリからの申請では9NZドルです。IVLは、PC・モバイル共に35NZドルです。**

- ・ 日本語による制度説明

<https://www.immigration.govt.nz/documents/communications-toolkit/japanese-nzeta-traveller-information-sheet-july-2019.pdf>

- ・ 日本語による申請ガイド

<https://www.immigration.govt.nz/documents/communications-toolkit/nzeta-request-form-japanese-translation.pdf>

* 上記日本語サイトにアクセスできない場合は、以下のサイトの中央下部「NZETA INFORMATION IN OTHER LANGUAGES」のタブからお進みください。

<https://www.immigration.govt.nz/new-zealand-visas/apply-for-a-visa/about-visa/nzeta>

以上